平成２５年（フ）第６６８号
埼玉県川口市大字芝7005番地の９
債務者　小林利栄子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８０８号
埼玉県上尾市大字上野248番地１　アーバンサイト21　Ｂ―201、旧住所さいたま市西区大字内野本郷1072番地９
債務者　平根　勇太（旧姓山崎・長妻）
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２０６号
埼玉県比企郡ときがわ町大字番匠159番地１、旧住所埼玉県比企郡嵐山町大字平澤140番地
債務者　三根　聖紀
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２０７号
埼玉県比企郡ときがわ町大字番匠159番地１、旧住所埼玉県比企郡嵐山町大字平澤140番地
債務者　三根　玲奈
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２１５号
埼玉県熊谷市戸出557番地　ルベーレ熊谷305号
債務者　水村　貴志
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２２１号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木5430番地　岩田ハイツⅠ―203号
債務者　鈴木　富夫
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第６９号
千葉県山武市雨坪50番地６　日向ハイツ201
債務者　**翁**　　利一
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２７７号
神奈川県愛甲郡愛川町角田647番地の９
債務者　本多　　学
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３１６号
神奈川県小田原市鴨宮380番地
債務者　髙橋　英司
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６０２号
京都市東山区大和大路通五条上る山崎町375番地　シティアーク東山405号室、前住所京都市東山区東大路渋谷上る鐘鋳町414番地２アサヒビル403号
債務者　谷　　千代
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４０号
岡山県津山市沼７番地14
債務者　八木　奈美
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１８６号
香川県高松市栗林町２丁目２番24号
債務者　鹿庭　勝美
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１８７号
香川県高松市栗林町２丁目２番24号
債務者　鹿庭　慶子（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９７号
香川県高松市塩江町安原上東451番地２
債務者　木村　晴信
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９号
香川県観音寺市茂木町３丁目５番７―102号シャイニングハイツ
債務者　大畑　大輔
1　決定年月日時　平成25年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第３１号
熊本県山鹿市山鹿1574番地
債務者　笠井　敬子
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第７９４３号
千葉県木更津市請西829　サンビレッジ木更津Ｂ102号
債務者　鳥海　洋二
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部